

【神戸医療産業都市 人材エコシステム構築事業】
人材確保に繋がる企画提案・運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

【神戸医療産業都市 人材エコシステム構築事業】
人材確保に繋がる企画提案・運営業務

2. 事業内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本事業は、神戸医療産業都市を世界的なクラスターとして発展させるため、神戸医療産業都市外からの人材流入の促進と神戸医療産業都市内での人材育成および交流促進を通じて、優秀な人材が流動するエコシステムを構築することを目的とする。

また、本事業終了後も人材流入の促進や人材育成および交流促進が継続するエコシステム構築を目指す。

※本事業は、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」として採択された、兵庫県による「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の一つとして実施する補助事業（平成30年～令和2年の3か年事業）であり、本年度が事業最終年度である。

(2) 主な業務内容

人材確保に繋がる企画提案・運営業務

- ①人材確保に繋がるイベント等の実施業務
- ②上記①実施に係る、進出企業・団体のニーズ調査・分析
- ③働く場としてのブランディング業務
- ④実施報告書の作成・提出

(3) 業務内容の詳細

①人材確保に繋がるイベント等の実施業務

- ア 求職者（社会人）を対象とした、神戸医療産業都市進出企業・団体への就職に繋がるイベント等を企画・運営すること
- イ 上記アに参画する神戸医療産業都市進出企業・団体が求める求職者（社会人）を確保するための能力向上の企画・運営

※事業終了後も受託者が主となり、神戸医療産業都市推進機構（以下、「本機構」）の事業費負担が本年度より縮小する中でも継続可能な企画提案であること。

※新型コロナウイルス感染症の影響により上記アが実施できなかった場合の代替案も合わせて提案すること。

②上記①実施に係る、進出企業・団体のニーズ調査・分析

上記①の業務を効果的に実施し、人材エコシステム構築に繋げるため、本機構及び神戸市と協議の上、進出企業・団体に対して、人材確保や人材育成のニーズ等に関する調査・分析を行うこと。

③働く場としてのブランディング業務

上記①イベントや神戸医療産業都市の様々なコンテンツを活用し、神戸医療産業都市内外の優秀な人材に対し、働く場としてのブランディングを図る企画を盛り込むこと。

④実施報告書の作成・提出

上記①のイベント等終了後、参加者数とその内訳（参加団体名・性別・専攻分野等）、実施内容、アンケートの集計結果、改善点、本事業終了後の継続可能性（イベント内容の改善・提案、事業者が機構に求める事項等）、その他本機構が求める事項をまとめて記載した実施報告書を提出すること

上記①～④の業務を円滑に実施するために、本機構の職員（必要に応じて神戸市職員も同席）と綿密な打ち合わせを行うこと

(4) 事業規模（令和2年度契約上限額）

金 13,000,000 円（消費税 10%含む）

(5) 契約期間（予定）

契約締結日から令和3年3月31日まで

(6) 履行場所

企画提案に基づき決定

(7) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本機構は契約金額以外の費用を負担しない。

(8) 遵守事項

本機構からの指示や一般法令等につき、遵守すること。

(9) その他

①各種イベントの開催日については、本機構と協議のうえ決定する。

②その他疑義が生じた際は、本機構と協議のうえ定めること。

3. 応募書類

(1) 参加申込書（様式1号） 1部

(2) 企画提案書（様式は任意であるが、A4サイズとする） 15部

(3) 見積書（様式は任意であるが、A4サイズとする） 1部

※業務種別ごとの費用の内訳及び総額を明示すること

※見積年月日、事業者名、所在地、代表者の氏名及び連絡先、担当者の氏名及び連絡先を記載し、法人印および代表者印を押印すること

(4) 事業経歴書及び業績報告書（会社概要、パンフレット、直近の決算報告書等で可） 1部

4. 企画提案書の記載事項

提案書の様式は任意であるが、提案参加事業者の強み（情報収集力、分析力、企画力等）をどう活かしていくのかを明示しながら、下記の項目を必ず盛り込み作成すること。

- (1) 本事業の目標設定と、その達成に向けた取組み方針
- (2) 本事業終了後の取組み方針
- (3) 上記2 (3) ①業務の実施内容、スケジュール、発信方法、参加者募集方法
- (4) 上記2 (3) ③業務の実施内容、テーマ、事業終了後の取組み
- (5) 事業実施体制
- (6) 類似業務の実績

※表紙及び目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと

5. 応募手続き

提出期限までに、「3. 応募書類」を下記へ郵送または持参すること。

※持参の場合、土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に持参すること

※「3. 応募書類 (1)～(3)」についてはE-mailにてPDFデータも送付してください

提出期限 令和2年5月18日(月)(午後5時必着)

【応募書類提出先】

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目5番地2号 神戸キメックセンタービル7階
公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 クラスタ推進センター（担当：松浦・志摩）
E-mail : hataraku-kbic@fbri.org

6. 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は、令和2年4月20日(月)午後5時までに様式2号の質問書に必要事項を記載し、E-mailで送付すること（電話での受付は行わない）。
- (2) E-mailで質問を送付する場合は、必ずタイトルを「神戸医療産業都市 人材エコシステム構築事業の企画・運営業務に関する質問」と明記すること。
- (3) 質問は、E-mailにて回答する。なお、選定に係る質問には回答しない。

【質問書送付先】

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 クラスタ推進センター（担当：松浦・志摩）
E-mail : hataraku-kbic@fbri.org

7. 選考方法等

(1) 応募資格

次の条件を満たす法人に限る。

ア 申込み受付期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく

指名停止措置を受けていないこと。

- イ 本機構における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ウ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下、「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員でないこと。暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- カ 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- キ 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- ク 本機構にて事前の打合せ等が可能であること。

(2) スケジュール

ア 公募開始	令和2年 4月 6日（月）
イ 質問受付締切	令和2年 4月 20日（月）
ウ 質問に対する回答	令和2年 4月 24日（金）
エ 企画提案書・見積書の提出期限	令和2年 5月 18日（月）
オ 選定委員会	令和2年 5月 27日（水）
カ 選定結果の通知	令和2年 6月上旬頃
キ 契約締結・事業開始	令和2年 6月下旬頃
ク 今年度事業完了	令和3年 3月 31日

(3) 審査方法等

企画提案書に基づき、選定委員会での審査を経て受託候補者を選定する。

選定委員は、評価基準に沿って、本プロポーザル参加者によるプレゼンテーション及び企画提案書の審査を行う。

ア プレゼンテーション

開催日：令和2年5月27日（水）午前（予定）

開催場所：神戸市役所1号館23階 第2・3会議室（予定）

内容及び方法等の詳細は本プロポーザル参加者に対して別途通知する。

イ 評価基準

プレゼンテーション及び企画提案書の記載に基づいて、下記A～Eの事項について相対評価を行い、最も評価点の高かった事業者を受託候補者として1社選定する。

- A：応募者の受託適性
- B：人材確保・人材育成に関する知見
- C：ブランディング業務に関する知見
- D：提案内容・実現可能性・実施体制
- E：事業費
- F：事業終了後の継続可能性

ウ 選定結果の通知

選定委員会の選定結果は、提案参加事業者全員に対して、文書で通知する。参加者からの選定結果に係る問い合わせに対して、本機構は、当該参加者の総合点、順位についてのみ回答することを参加者は予め同意する。

エ 受託候補者としての選定取り消し

受託候補者が提案資格を満たさないこととなった場合、又は、企画提案書等に虚偽の記載をしたときなどの不正行為が認められた場合、受託候補者としての選定を取り消すものとする。

(4) 委託契約の締結

受託候補者を選定した後、本機構との協議により提案業務内容を精査し、その後、委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。なお、協議が整わない場合は、選定委員会の評価点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

(5) その他

- ア 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- イ 応募者からの提出物は、返却しない。
- ウ 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び選定委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- エ 支払対象となるのは、委託契約締結後に発生する費用であり、プレゼンテーションなど契約締結前に発生する費用については含まれない。
- オ 実際の業務運営の詳細に関しては、本機構の指示に従うものとする。
- カ 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。
- キ 本委託業務における作成資料等の成果物の著作権は本機構に帰属する。
- ク 上記のほか、本機構から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- ケ 本機構は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。